

自転車を楽しく 安全に利用しよう！

自転車は
車の仲間です！

自転車は便利な乗り物ですが、ルールを守って利用しないと、事故につながってしまうことがあります。仙台市で自転車を利用するときは、次の項目を守って安全に運転しましょう。



♪仙台市自転車の安全利用に関する条例♪

道路交通法などのルールを守ろう

- ✓ 自転車は、車道通行が原則、歩道は例外

歩行者に配慮して通行しよう

- ✓ 歩道を自転車で通行できる場合、歩行者の妨げになるときは自転車を押して歩きましょう。
- ✓ 横断歩道に歩行者がいるときは、自転車を押して歩きましょう。

ヘルメットを着用しよう

自転車の点検・整備をしよう

- ✓ 年に1回は自転車安全整備店で点検を受けましょう。

自転車損害賠償保険等に加入しよう

- ✓ 万が一、自転車事故を起こして相手方にけがをさせてしまった場合に備えて、必ず保険に加入しましょう。

義務



伊達武将隊の動画で 親子一緒に 楽しく自転車ルールを学ぼう！

伊達武将隊と自転車の妖精・サイくりんが自転車利用のルールを楽しく教えてくれる動画をYoutubeで配信していますので、ぜひ親子で一緒にご覧ください。



サイクリン



↑仙台市ホームページ「自転車交通安全の推進事業
(仙台市の取組み)」
伊達武将隊の動画はこちらからご覧いただけます。